

コンソーシアム協定書

学校法人代々木学園代々木高等学校（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人よのなか塾（以下「乙」という。）及び一般社団法人熊本私学教育支援事業団（以下「丙」という。）は、以下のとおり、コンソーシアム協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定書は、甲及び一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）から資金分配団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第19条第2項第3号ロに定めるものをいう。）として選定された認定特定非営利活動法人育て上げネットとの間で2023年3月1日付けで締結された資金提供契約（その後の変更を含む。また、かかる契約に関連して締結される契約、覚書等を含む。以下「資金提供契約」という。）に基づき、甲が、実行団体（認定特定非営利活動法人育て上げネットからの助成等を受けて民間公益活動を行う団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号イに定めるものをいう。））として実施する別紙1（本事業）記載の事業（以下「本事業」という。）を効率的かつ効果的に実施するためにコンソーシアムを組成すること及び組成したコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営等に関する事項を定めることを目的とする。なお、本コンソーシアムは民法上の組合の組成を意図するものではない。

（名称）

第2条

本コンソーシアムの名称は、若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業代々木学園コンソーシアムとする。

（事務所の所在地）

第3条

本コンソーシアムは、事務所を三重県志摩市磯部町山原785に置く。

（構成団体の名称等）

第4条

本コンソーシアムの構成団体（以下「本構成団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人代々木学園代々木高等学校 理事長 一色真司
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目8番2号
- (2) 特定非営利活動法人よのなか塾 理事長 早田礼子
京都府舞鶴市行永1976-7
- (3) 一般社団法人熊本私学教育支援事業団 代表理事 仙波達哉
熊本県熊本市中央区大江三丁目6番8号

(代表者及び権限)

第5条

1. 本コンソーシアムの代表者は、[甲]とする。
2. 本コンソーシアムの代表者は、本事業の実施に関して本コンソーシアムを代表し、併せて、本事業の実施その他の本コンソーシアムの運営（以下「本コンソーシアムの運営等」という。）に必要な資金（但し、第10条第3項及び第4項に定める場合に発生する債務、費用その他の支出のために必要な資金は含まれない。以下「本コンソーシアム運営等資金」という。）その他の財産を管理する権限を有するものとする。
3. 本構成団体は、本コンソーシアムの代表者が本コンソーシアムの窓口として第三者と交渉等を行う場合には、その求めに応じて、自らの担当業務（次条第1項で定義される。）に関して必要な協力を行うものとする。

(本構成団体の業務分担)

第6条

1. 本構成団体が本コンソーシアムにおいてそれぞれ担当する業務（以下「担当業務」という。）は、別紙2（各本構成団体の担当業務）のとおりとし、担当業務を変更する必要が生じたときは、運営委員会（次条に基づいて組織される。以下同じ。）の決議により、これを変更することができるものとする。
2. 各本構成団体は、適用のある法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその担当業務を実施するものとする。
3. 各本構成団体は、運営委員会の決議により承認を得た場合に限り、その担当業務の一部を第三者に委託することができる。
4. 各本構成団体は、その担当業務の実施状況について、運営委員会の求めに応じて運営委員会に報告するものとする。
5. 各本構成団体は、各事業年度（2023年4月1日から翌年の3月31日までを一事業年度とする。以下同じ。）の終了の日から10日以内に、運営委員会の指定する様式で当該事業年度における業務実施状況に関する報告書（以下「本業務実施状況報告書」という。）を作成して運営委員会に提出し、その承認を得るものとする。

(運営委員会)

第7条

1. 各本構成団体は、その役員又は従業員の中から、運営委員をそれぞれ6名選出するものとし、全ての運営委員をもって運営委員会を組織する。
2. 運営委員会は、各本構成団体の担当業務の進捗状況の管理、監督等を行い、また、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等を行う責任者を選任するものとする。
3. 各本構成団体は、自らが選出した運営委員をして、善良なる管理者の注意をもって運営委員会の構成員としての職務を行わせるものとする。
4. 運営委員会の招集手続、決議事項及び報告事項、決議の方法、議事録の作成、第2項に定める責任者の選任の方法その他の運営委員会の運営に必要な事項は、別紙3（本コンソーシアム運営規則）に定めるものとする。

(ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等)

第8条

1. 本コンソーシアムは、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な内容を、別紙3（本コンソーシアム規約）に定めるものとする。
2. 本コンソーシアムは、各本構成団体の役職員による内部通報制度の利用を促進するため、以下のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) 消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(平成28年12月9日)(その後改定があった場合には改定後のものを指す。以下「内部通報ガイドライン」という。)を踏まえた内部通報制度を整備し運用すること
- (2) 各本構成団体の役員に対し、JANPIAに設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知するとともに、当該内部通報制度の利用者の保護のために必要な事項を定めること
3. 本コンソーシアムは、本協定書(別紙を含む。)及び運営委員会の議事録について、第三者から正当な理由に基づく開示の請求を受けた場合には、当該第三者にこれを開示するものとする。
4. 本コンソーシアムは、前項に定める開示を行う場合の具体的な手続その他前項に定める開示を行うために必要な事項を定めるものとする。
5. 本コンソーシアムは、各本構成団体又はその役員による、本コンソーシアム運営等資金の本コンソーシアムの運営等以外の目的での使用その他本コンソーシアム運営等資金の不正使用その他の違法若しくは不正な行為(本事業に関するものに限られない。)の疑いが合理的に認められた場合には、認定特定非営利活動法人(育て上げネット)およびREADYFOR株式会社にその概要(かかる違法若しくは不正な行為を行った本構成団体又は役員の名前を含む。)を報告するものとする。また、かかる場合、本コンソーシアムは、上記概要を自らのWebサイト上等で広く一般に公表することができるものとし、各本構成団体はこれに協力するものとする。

(会計) 第9条

1. 本コンソーシアム運営等資金は、資金提供契約で定められた本コンソーシアムの代表者の「指定口座」(以下「本口座」という。)において管理するものとする。
2. 本コンソーシアムの代表者は、本口座において、本コンソーシアム運営等資金及び資金提供契約において管理を行うことが認められた金銭以外の金銭の管理を行ってはならないものとする。
3. 本コンソーシアムの代表者は、やむを得ない事由があると認定特定非営利活動法人(育て上げネット)およびREADYFOR株式会社及び運営委員会が認めた場合を除き、本口座から現金の出金を行わないものとし、原則として、本口座からの支出(本コンソーシアムの運営等のための各本構成団体に対する支出を含む。)は振込みによって行うものとする。
4. 本コンソーシアムの代表者は、前項の規定に基づいて本口座から現金の出金を行う場合には、資金提供契約に定める方法により、本口座から出金した現金の額、出金の日時及び目的その他認定特定非営利活動法人(育て上げネット)およびREADYFOR株式会社が出金の内容を把握するために必要な事項を、現金出納帳その他の書類に記録するものとする。
5. 本コンソーシアムの代表者は、本コンソーシアムの運営等に係る会計帳簿を作成し、本コンソーシアムの運営等の収支状況等を適時かつ正確に記録しなければならず、会計帳簿の作成後10年間、これを本コンソーシアムの代表者にて保管するものとする。

(本構成団体の責任) 第10条

1. 各本構成団体は、本コンソーシアム運営等資金について、本コンソーシアムの運営等のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的で本コンソーシアム運営等資金を使用してはならないものとする。
2. 各本構成団体は、他の本構成団体と連帯して本コンソーシアムの運営等を行うもの

とし、他の本構成団体がその担当業務を実施すること又は完了することが困難と合理的に認められる場合には、当該他の本構成団体の担当業務について、運営委員会の決議に従って、これを実施するものとする。

3. 各本構成団体は、本コンソーシアムの運営等に関して自らが実施した業務（その担当業務に限られない。本項において以下同じ。）について、一切の責任を負うものとし、これに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と費用負担において当該紛争を解決するものとし、他の本構成団体は当該第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。
4. 甲が、本コンソーシアムの運営等に関して、その責めに帰すべき事由によらずに損害を被った場合（本コンソーシアムの運営等に関して損害を被った第三者に甲が補償を行ったことにより、甲が他の本構成団体に対して求償債権を取得した場合を含む。）、「甲以外の本構成団体（以下「非代表団体」という。）は、連帯して、甲に対してその損害を負担する責任を負う。」

(非代表団体のガバナンス・コンプライアンス体制の整備等)

第11条

1. 各非代表団体は、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するために必要な体制の整備、運用等（諸規程の整備及び運用を含むが、これに限られない。）を行う責任者を設置すること
 - (2) 資金提供契約に基づき甲が備えている諸規程と同等の内容の規程を備えること
2. 各非代表団体は、各非代表団体の役員による内部通報制度の利用を促進するため、以下のいずれかの措置を講ずるものとする。
- (1) 内部通報ガイドラインを踏まえた内部通報制度の整備し運用すること
 - (2) 各非代表団体の役員に対し、JANPIA に設置されている内部通報制度の存在、利用方法等を周知するとともに、当該内部通報制度の利用者の保護のために必要な規程の整備をすること

(脱退等)

第12条

1. 本構成団体は、本協定期間（第17条第1項で定義される。以下同じ。）内においては、次項又は第3項に定める場合を除き、本協定書の解除により本構成団体であることを辞めること（以下「脱退」という。）ができないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、脱退を希望する本構成団体（以下「脱退希望団体」という。）は、他の全ての本構成団体の書面による同意を取得し、かつ、その担当業務を適切に実施することが可能な第三者又は他の本構成団体が、脱退希望団体の本協定書上の地位を承継することを承諾していることを条件に、脱退することができるものとする。
3. (i) 本構成団体が、本協定書上の義務に違反したこと、財産状況の悪化等により担当業務の実施が困難となったことその他の事情により、本構成団体が本コンソーシアムの構成団体であることが相当でなくなつたと認められる場合（ii)に該当する場合を除く。）には、運営委員会の決議により、(ii)本構成団体が、第15条第1項、同条第2項又は同条第3項の規定に違反したと甲が合理的に認めた場合には、甲の決定により、それぞれ、当該本構成団体（以下「不相当団体」という。）を脱退させることができるものとする。
4. 前項の規定により不相当団体を脱退させる場合には、不相当団体以外の本構成団体（以下「残存団体」という。）は、運営委員会において、各本構成団体の担当業務の変更、不相当団体の担当業務を適切に実施することが可能な、残存団体のいずれ

か又は第三者への不相当団体の業務の承継（これに必要な本協定書の当事者又は内容の変更を含む。）等、不相当団体の脱退後の本コンソーシアムの運営等の継続について必要な事項について協議を行うものとする。

5. 不相当団体は、その業務の承継に関し、残存団体から求められた場合にはこれに協力するものとする。なお本項の義務は、脱退の効力発生後も存続する。

6. 第4項の規定は、本構成団体が本協定期間内において解散又は消滅した場合に準用する。

(資料の提供)

第13条

各本構成団体は、本業務実施状況報告書、第9条第5項に基づいて作成された会計帳簿その他の本コンソーシアムの運営等に関連して作成又は整理された書類を、甲が、その裁量により、又は認定特定非営利活動法人 育て上げネットおよびREADYFOR 株式会社のために応じて、認定特定非営利活動法人 育て上げネットおよびREADYFOR 株式会社に提供することを承諾し、これに協力するものとする。

(秘密保持)

第14条

1. 本協定書において秘密情報とは、一方当事者（以下「開示当事者」という）が他方当事者（以下「受領当事者」という）に対して、本コンソーシアムの運営等に関して、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本協定書締結の前後を問わず、開示した一切の情報（本協定書の存在及び内容、本事業の実施の事実及びその結果並びに本構成団体が保有する技術上及び業務上の情報（アイデア、ノウハウ、発明、図面、仕様、データ等）を含むが、これらに限定されない。）をいう。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示された時点において、既に公知の事実であった情報
 - (2) 開示された時点において、受領当事者が既に了知していた情報
 - (3) 開示された後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が秘密保持義務を負うことなく、開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 開示された後、受領当事者が秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
2. 受領当事者は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。
3. 前項にかかわらず、受領当事者は、本コンソーシアムの運営等に必要範囲のみにおいて、自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって、秘密情報を知る必要のある者に対して、秘密情報を開示することができるとする。
4. 受領当事者は、前項の規定に基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上守秘義務を負う者でないときは、本協定書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として、開示当事者に対して直接責任を負うものとする。
5. 第2項の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができ。但し、受領当事者は、かかる公表又は開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条

1. 各本構成団体は、自ら並びにその役員、その経営に実質的に関与している者及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらを総称して以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてしていると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 各本構成団体は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにかに該当する行為を行わないことを保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 本コンソーシアムの運営等（疑義を避けるため、自ら又は他の本構成団体の担当業務を含むものとする。）に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて他の本構成団体の信用を毀損し、又は他の本構成団体の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 各本構成団体は、前二項に違反する事項が判明した場合には、直ちに他の本構成団体に対して書面又は電子メールでその旨を通知するものとする。

4. 各本構成団体は、他の本構成団体が前三項の規定に違反した場合には、これにより自らが被った損害の賠償を請求することができる。

5. 本コンソーシアムは、本事業の適正な実施及び本コンソーシアムの適正な運営を確保するための措置（警察庁への照会を含むが、これに限られない。）を講ずるため、各本構成団体に対して、各本構成団体の役員に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとし、各本構成団体はこれに応じるものとする。

6. 各本構成団体は、第12条第3項の規定により本条第1項から第3項までの規定に違反した本構成団体を不当団体として本コンソーシアムから脱退させた場合、それにより、当該不当団体が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

(譲渡禁止)

第16条

各本構成団体は、本協定書に定める場合を除き、他の全ての本構成団体の事前の書面又は電子メールによる承諾なく、本協定書上の地位並びに本協定書に基づく権利及び義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保設定その他の処分をしてはならないものとする。

(有効期間)

第17条

1. 本協定書の有効期間（以下「本協定期間」という）は、本協定書の締結日から2024年3月31日、甲が本事業が完了したと判断した日又は本コンソーシアムが解散した

日のいずれか早い日までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、本協定書が終了（その原因を問わないものとする。）した後においても、第9条第5項、第10条第2項から第4項まで、第13条から前条まで、本条第2項、次条第2項、第19条、第21条並びに第22条の規定は有効に存続するものとする。

(解散等)

第18条

1. 本コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当した場合に解散するものとする。
 - (1) 本協定期間が満了した場合
 - (2) 甲が本コンソーシアムから脱退した場合
 - (3) 運営委員会が本コンソーシアムの解散を決議した場合
2. 本コンソーシアムが解散した場合、解散の時点で残存する本コンソーシアム運営等資金その他の本コンソーシアム運営等に係る財産は、全て甲に帰属するものとする。

(本協定書に定めのない事項)

第19条

本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(本協定書の修正及び変更)

第20条

本協定書を修正又は変更するには、本構成団体全員の書面による合意を要するものとし、本協定書を修正又は変更した場合、甲は、当該書面の写し（コピー）1通を認定特定非営利活動法人 育て上げネットおよび READYFOR 株式会社に提出するものとする。

(管轄裁判所)

第21条

1. 本協定書は、日本法を準拠法とし、日本法に基づき解釈されるものとする。
2. 本構成団体の間で生じる本協定書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第22条

本協定書の解釈に関して疑義が生じた事項については、各本構成団体は誠意をもつて協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

本協定書締結の証として、本協定書の正本 3 通及び写し (コピー) 2 通を作成し、各本構成団体が記名押印の上、正本については各本構成団体が各 1 通を保有し、写し (コピー) については 1 通を認定特定非営利活動法人 育て上げネットおよび READYFOR 株式会社に提出する。

2023 年 2 月 24 日

甲 ；
(所在地) 〒517-0217 三重県志摩市磯部町山原785番地
(名称) TEL.0599-56-0770 FAX.0599-77-7692
(代表者) 学校法人代々木学園
理 事 長 一 色 真 司



構成団体：
(所在地) 〒625-0052 京都府舞鶴市行永1976-7
(名称) 特定非営利活動法人よのなか塾
(代表者) 理事長 早田 礼子



構成団体：
(所在地) 〒862-0971
(名称) 熊本市中央区大江3丁目6番8号
(代表者) 一般社団法人熊本私学教育支援事業団
代表理事 仙波 達哉
TEL096(288)4482 FAX096(288)4483



別紙 1 (本事業)

■本事業名

よよこ〜「望まない孤独」若者支援事業

■本事業が解決すべき課題

若者の「家族間・社会における孤立化」「食を含む安らげる場所の欠乏」「教育を受ける権利」の解消と実践

■本事業詳細

親の不在・不仲等により不健全な食生活を強いられ、居場所がなく深夜徘徊せざるを得ない青少年の増加が、新型コロナウイルス流行をきっかけに昨今さらに深刻化している。彼らの夜間の居場所づくりを中心とした事業を実施すべく、通信制高校本校と京都、熊本にある提携校と連携しながら、週3〜5日・夜17-22時(いずれも事業所による)に対面での「居場所」を開所し、希望者へは食事・学習を提供、カウンセラーを常駐させる。

1日10〜20名前後の利用(事業所による)を見込んでおり、居場所事業から生活の安定に繋がられるよう、他若者支援団体に提供している支援や就労プログラムへつなげていく。本事業は対面とオンラインの複合で実施。

- ・平日週3〜5日で17時〜22時の子ども、若者が集える対面での居場所
- ・居場所で行う無料での食事支援(事業所ごとの食事提供システムによる)
- ・居場所で行う生活、学習、心理、就労等に関わる相談支援

■本事業開所時間

平日週3日から5日。17時-22時。 ※構成団体による

■本事業の「居場所」で行うこと

既に通信制高校(またはサポート校)として使用している教室を利用し、子ども・若者を対象とした本事業に利用し、週3-7日・17-22時(事業所による)の子ども、若者が集える対面での居場所として開所する。居場所内では自由に飲食できるお弁当・飲料類を準備し、PC・タブレット類、本、ゲーム類などを用意し、自由に過ごせる空間とする。またオンラインにて無料で受講できる学習コンテンツの提供をする。

開所時間中はスタッフが常駐し、生活・学習心理等の相談を受ける体制を作るほか、就活支援にも力を入れる。

■本事業の期間

2023年3月1日から2024年2月29日まで

■本事業終了後について

本事業を通じて行った事業評価を元に、事業終了後の事業の継続・発展、あるいは行政委託等を目指す。

■本事業実施エリア

コンソーシアムの構成団体が活動するエリアとする。

- ・学校法人代々木学園 主として東京都
- ・特定非営利活動法人よのなか塾 主として京都府
- ・一般社団法人熊本私学教育支援事業団 主として熊本県

■本事業対象者

一人で夜留守番することが常態化・食事を満足に提供してもらえない・家に居場所がなく外を徘徊している等の課題を抱える概ね15歳から18歳までの子ども・若者

■本事業の宣伝告知

コンソーシアムの構成団体が資金計画書に基づき各々が実施。

■本事業の成果(目標)

- ・事業対象者 500名以上が居場所の利用を通して、社会との繋がりが、将来の目標や夢を持つことができている。
- ・地域全体で子ども、若者の支援の必要性が認知されて、ネットワーク化されている。
- ・既存の行政支援で網羅されていない夕方以降の居場所開所による実効性が明らかとなり、事業対象地域の孤立孤独対策に反映される。

別紙2 (各本構成団体の担当業務)

■「居場所」事業

各構成団体は、事業計画・資金計画に基づき、各構成団体の活動エリアにおいて「居場所」事業を推進する。

■本事業精算業務

本事業全体の精算業務は、幹事団体が配置する精算担当者の指示に従い、各構成団体の活動エリア内において適切に精算業務を行う。

幹事団体は本事業の精算業務に当たり、READYFOR事務局への適切な報告を行う。

■本事業進捗報告

各構成団体により選出された運営委員は、毎月開催される運営委員会へ参加し、本事業の進捗並びに問題・課題の報告を行う。

幹事団体の運営委員は、毎月実施される READYFOR 事務局のオンライン面談に参加し、適切に報告を行う。

■その他

その他、本事業の業務に関連する事案は、コンソーシアム協定書およびコンソーシアム運営規則に従い適切に対応・処理する。規定にない事案が発生または発生する可能性があるじた場合は、随時運営委員会で協議する。

別紙3 (本コンソーシアム運営規則)

若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業代々木学園コンソーシアム規約

令和5年2月10日制定

第1条 (名称)

この団体は、『若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業代々木学園コンソーシアム』(以下「コンソーシアム」という。) という。

第2条 (事務所)

コンソーシアムは、その主たる事務所を代々木学園に置く。

第3条 (目的)

コンソーシアムは、若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業を行うことを目的とする。

第4条 (事業)

コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業(以下「本事業」という。) に関する業務を行う。

第5条 (構成員)

コンソーシアムは、第3条の目的に賛同し、前条の事業に主体的に協力するものを構成員として組織する。

第6条 (書類及び帳簿の備付け)

コンソーシアムは、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 本規約及び第12条に掲げる規程
- (2) 構成員の氏名及び住所(構成員が団体の場合には、その名称、所在地及び代表者の氏名)を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他第12条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

2 構成員は、その氏名又は住所(構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく第11条に定める代表機関にその旨を届け出なければならぬ。

第7条 (地位の譲渡の制限)

構成員は、全構成員の同意を得ないで、本事業に関して当該構成員の有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

第8条（入会）

コンソーシアムの構成員は、別紙入会申込書を代々木学園に提出し、代々木学園の理事長の許可を得なくてはならない。

第9条（脱退）

構成員は、本事業が終了するまでの間は脱退することができない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- （1）本事業のうち当該構成員自らが実施することとなっている部分の全部が中止又は終了となった場合
- （2）法人等においては破産手続開始の決定があった場合
- （3）個人においては死亡した場合
- （4）前各号に掲げる場合のほか、脱退を要するやむを得ない事由があると代表機関が認めた場合

第10条（除名）

構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表機関は当該構成員を除名することができる。この場合において、代表機関は、その日の30日前までに、当該構成員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、代表機関に対して弁明する機会を与えるものとする。

- （1）コンソーシアムの事業を妨げ、又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為をしたとき。
 - （2）本規約を無視する行為をしたとき。
- 2 代表機関は、除名の決定があったときは、その旨を当該構成員に通知するものとする。

第11条（代表機関）

コンソーシアムの業務を執行するため、第2条に定める主たる事務所が置かれる代々木学園をその代表機関とする。

2 代表機関は次条に掲げる業務を行うものとし、同条各号に掲げる業務の執行に当たっては、業務ごとに責任者を置くものとする。

第12条（業務の執行）

コンソーシアムの業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、代々木学園で定める規程に従うものとする。

第13条（秘密保持）

構成員は、本研究事業を遂行するにあたり取り扱う秘密情報について、別途、コンソーシアムあてに差し入れた「秘密保持誓約書」の定めに従い、これを取扱うものとする。

第14条（国による委託事業の実施）

国による委託事業を実施する場合、構成員は、本規約及び他の規程にかかわらず、当該事

業に係る国の定め及び規程等に定めるもののほか、当該事業の委託契約書に定められている契約事項を遵守しなければならない。

2 前項の場合において、代表機関は、委託事業の実施に関し、コンソーシアムを代表して、国と契約を締結し、自己の名義をもって委託費の請求、受領を行うとともに、他の構成員から実績報告書の提出を求めるなどの権限を有するものとする。

附則

この規程は、令和5年2月24日から施行する。

内部通告規程

第1章 総則

第1条 (総則)

この規定は、若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業代々木学園コンソーシアム(以下、コンソーシアム)の構成団体の役員及び従業員からの組織的又は個人的な法令違反行為、社内規定に違反する行為、反倫理的行為(以下「コンプライアンス違反行為」という。)並びにそれらと疑われる行為等に関する通報(相談を含む。以下同じ。)の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とする。

第2条 (適用者)

通報窓口の利用者は、コンソーシアムの構成団体全ての役員及び従業員(正社員及び定年後嘱託社員、契約社員、パートタイマー、出向者、その他の雇用形態を含む。以下同じ。)・退職者とする。

第2章 内部通報制度

第3条 (窓口)

コンプライアンス委員会はコンソーシアム委員会または委員会により指名された者で構成され、コンプライアンス委員会は役員及び従業員スタッフ・退職者からの通報を受け付ける通報窓口を設置する。

第4条 (通報義務)

役員及び従業員・退職者は、コンプライアンス違反行為が発生並びにその恐れがあると判断した場合、まず所属するコンソーシアム構成団体の運営委員において報告・相談を行うことにより、その是正・解決を図ることに努め、それが困難又は不適切と考えられる場合、速やかに通報窓口に通報するものとする。

第5条 (通報方法)

通報窓口の利用方法は、電子メール・書簡及び面会とする。

第6条 (通報の内容)

通報の内容は、コンソーシアムの事業活動に関するコンプライアンス違反行為並びにそれらと疑われる行為とする。

2 個人的な意見、不平不満、批判等の誠実な通報と認められないものは、扱われない。

第7条 (調査)

通報窓口担当者が通報を受理した場合、速やかに内容に関する事実関係の調査を開始す

- る。
- 2 通報内容が重大もしくは重大な事態に発展する可能性があるときは、コンプライアンス委員会に報告し、以後の調査方法についての指示を仰ぐものとする。
 - 3 コンプライアンス委員会は、調査内容に応じて専門の調査チームを設置することができ

第8条（協力義務）

通報内容の事実関係の調査について、調査の対象となった部署や関係者は、協力を求められた場合、調査に協力しなければならない。

- 2 前項の調査に協力を求められた者は、事実の隠蔽、歪曲あるいは虚偽の証言等不誠実な対応をしてはならない。

第9条（調査後の措置）

調査が終了したときは、コンプライアンス委員会に経過と結果を報告する。但し、通報者の氏名等の通報者が特定できる情報は通報者の同意がない限り、原則として開示しない。

- 2 コンプライアンス委員会は、緊急を要する事項及び運営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合、特定非営利活動法人育て上げネットへ速やかに報告・共有・相談する。
- 3 コンプライアンス違反行為が重大かつ悪質な場合、コンソーシアム運営委員会は、必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関与者の刑事告発等の検討実施を速やかに行わなければならない。

第10条（是正措置）

調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、コンソーシアムとして速やかに是正措置及び再発防止を講じなければならない。

第11条（懲戒処分）

調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、構成団体の役員は各構成団体の役員規定に基づき、構成団体従業員は各構成団体の就業規則に基づき処分を決定する。

第3章 当事者の責務

第12条（通報者の保護）

コンソーシアム構成団体は、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

- 2 コンソーシアム構成団体は、通報したことを理由として、職場環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。尚、通報者に対しての不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、それを行った者に対する処分を課すことができ

- 3 内部通報の内容に通報者自身も関与しており、自主的に通報した者に対しては、処分

を減免することがある。

第13条 (守秘義務)

この規定に定める業務に携わる者・通報者・被通報者及び調査対象者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第14条 (通知)

通報窓口担当者が通報を受けた場合、速やかに通報者に対し受理した事実を伝え、その後の調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮のうえ、通知しなければならぬ。ただし、通報が匿名でなされたものである場合は除く。

第15条 (不正の目的)

通報者は、虚偽の通報・個人的利益をはかる目的や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的を持った誠実性に欠ける通報を行ってはならない。

第4章 雑 則

第16条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、コンソーシアム運営委員会の決議による。

第17条 (優先順位)

コンソーシアムの各構成団体において同様の規定がある場合、より重い罰則とな規定が優先される。ただしコンソーシアム運営委員会で判断された場合は、運営委員会の判断が優先されるものとする。

附 則

この規定は、2023年3月1日より施行する。

